

別表第1（第5条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額